

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 五六
- 県営土地改良事業計画を変更した件二件 五六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件四件 五六
- 公告
○ 地域森林計画の案を定めた件四件 五六
- 落札者を決定した件二件 五六
- 福島県教育委員会教育長
○ 一般競争入札を行う件 五六

告 示

福島県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から令和二年九月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月六日認可した。

令和二年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、金沢・北泉地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十月十四日から
同 年十一月二日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、槻ノ木地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年十月十四日から
同 年十一月二日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市保原町柱田字高森三
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡南会津町宮沢字高平一七六六の五一、一七六六の五二、一七六七の二
- 二 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡南会津町宮沢字高平一七六六の五一、一七六六の五二、一七六七の二
- 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六百八十一号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第六百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 二本松市西勝田字高瀬一五九、一六〇
- 二 保安林として指定された目的
 水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 二本松市上長折字鈴木内一一二、一一三の一、一一七の一、一九九の一、二四四
- 二 保安林として指定された目的
 水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(森林保全課)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

公 告

公告第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書案

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和二年十月十三日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第218号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿一丁目8番5号新宿御苑室町ビル6階
- 5 落札金額
23,793,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年8月11日

（入札用度課）

公告第219号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
低線量率測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額
93,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年8月11日

（入札用度課）

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立小名浜高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和3年1月1日から令和8年12月31日まで
- (4) 納入場所 福島県立小名浜高等学校（福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年11月11日(水)午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号970-0316 福島県いわき市平小名浜下神白字武城23番地
福島県立小名浜高等学校事務室
電話0246-53-3465
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和2年10月13日(火)から同年11月11日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。)の午前8時15分から午後4時30分まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送により入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年11月4日(水)午後4時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年11月26日(木)午前11時 福島県立小名浜高等学校1階小会議室(福島県いわき市小名浜下神白字武城23番地)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月25日(水)午後4時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し福島県立小名浜高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県立小名浜高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and

removal, services 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 26 November 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 25 November 2020
- (4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Onahama High School, 23 Bujiro, Shimokajiro, Onahama, Iwaki City, Fukushima 970-0316 Japan
TEL 0246-53-3465

(財務課施設財産室)